

被災者生活再建支援法Q & A

文中

「法」 = 被災者生活再建支援法（令和 4 年法律第 68 号による改正後）

「令」 = 被災者生活再建支援法施行令（令和 3 年政令第 153 号による改正後）

「規則」 = 被災者生活再建支援法施行規則（平成 19 年内閣府令第 85 号による

改正後）「通知 1746 号」 = 被災者生活再建支援法の一部を改正する
法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日府政防第 1746 号）

○法の適用関係

【自然災害】

(適用となる自然災害)

Q 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されるとのことだが、災害救助法の救助の実施の公示がなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A 1 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の救助の実施の公示がない場合であっても、被災世帯の数が災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村については、支援法の対象となる。

【世帯】

(同一の住宅に同居している世帯)

Q 2 数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取り扱いをどのようにしたらよいか。

A 2 本制度は、住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅の被災も想定し、建物ではなく世帯を単位とした支援制度としているところである。ここで言う「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。

したがって、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていない場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、通知1746号に示すとおり、災害発生時において住民票が別になっていることが原則であることから、住民票により確認することになる。住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も、別の世帯であることは明らかであると考えられ、その場合には支払い料金の明細等で確認し、住民票を補完する資料として申請書に添付するものとする。

(世帯数)

Q 3 被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合や世帯全員が亡くなられた場合の世帯の取り扱いはどうなるのか。

A 3 世帯の構成数は、原則として災害が発生した日を基準とするものであり、被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合は、複数世帯として支援金の申請を行うことができる。ただし、世帯全員が亡くなられた場合には、被災者生活再建支援制度の対象とはならない。

(世帯主以外の申請)

Q 4 支援金の支給は被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者）の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義如何。

A 4 世帯主とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。

「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 2で電気、水道等の料金明細が提出される場合にはその契約者ということになる。

申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。

なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、被災者生活再建支援金支給申請書にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

(住民票を有しない者の住居の確認)

Q 5 被災した住居に住民票を有しないまま居住していた世帯は、本法上の被災世帯となるのか。

A 5 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうことから、住民票を有していないくとも、居住していることが確認できれば、本法の被災世帯に該当することになる。

なお、住民票により居住の確認ができない場合は、水道・電気等の料金明細や民生委員・町内会長による居住証明（※）により、申請者の氏名と住所（被災した居所のもの）が明記されていることを確認する必要がある。

※ 住民票により居住の確認ができない場合で、水道・電気等の料金明細や民生委員・町内会長による居住証明で確認を取ることができない場合には、郵便物、NHKの受信料の領収書、通学証明書など、複数の書類を用いて確認することができれば認められる場合もあるので、個別具体的な事案に応じて相談されたい。

【 対象 】

(法の適用範囲)

Q 6 被災者の生業再建という観点から、被災者が居住していない店舗や賃貸住宅のみの場合も対象となるのか。

A 6 支援金は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援する目的で支給されるものである。

ここで言う「生活基盤」とは、生活の本拠たる住まいのことであり、これが全壊等した場合に、特別に支援の対象とするものとしている。

このため、店舗や賃貸住宅等を営む事業者は対象とはならない。

【 住宅 】

(住宅の定義)

Q 7 「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかつたが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱い如何（法第2条第2号）。

A 7 住宅とは、社会通念上の住宅であるかどうかは問わず、現実に居住のために使用している建物であるため、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら居住する住宅には含まれない。

また、いわゆる「離れ」については、日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、母屋と離れを合わせて1戸の住宅として取り扱うこととなる。

(店舗兼住宅)

Q 8 店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方如何。

A 8 店舗兼住宅の住宅部分が全壊等である場合は、支援の対象となる。

なお、店舗兼住宅における被害認定調査については、原則として、現実に居住のために使用している部分（以下「住宅部分」という。）を対象とし、事業用として使用している部分（以下「店舗部分」という。）は含めずに行うこととしている。ただし、店舗部分の被害が住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合には、これを住宅の被害として被害認定調査を実施することは可能である。

※ 例えれば、1階に店舗があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」した場合などが考えられる。

【 長期避難世帯 】

(長期避難世帯の認定)

Q 9 長期避難世帯認定の趣旨と避難指示等との関係如何。

A 9 長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、警戒区域の設定等（以下、避難指示等）が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとしている（通知1746号）。

このことから、通常は、避難指示等が解除されると長期避難世帯の認定も解除することとなるが、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要し、「その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長

期にわたり継続することが見込まれる」場合には、ライフラインの復旧により、居住が可能となるまで、長期避難世帯として取り扱うことができる。

○住家の被害認定関係

【被害認定基準】

(住家の被害認定)

Q 1 0 罷（り）災証明書交付の前提となる住家の被害認定の基準如何。

A 1 0 被災した住家の調査方法及び判定方法については、内閣府（防災担当）において「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を示しているところであり、詳細は運用指針を参照されたい。なお、運用指針の最新時点については、内閣府（防災担当）のHPにおいて確認されたい。

○支援金支給関係

【支援金の使途】

(支援金の使途制限)

Q 1 1 支援金には全く使途制限はないのか。

A 1 1 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途について限定は付されていない。

【居住形態】

(被災後の居住形態の変更)

Q 1 2 被災後の居住形態の変更（賃貸住宅入居→住宅再建）は可能か。

A 1 2 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円（単数世帯であれば37.5万円）の加算支援金を支給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円（単数世帯であれば150万円）を支給する際に、既支給額が差し引かれことになる。（被災後の居住形態の変更申請については、加算支援金の申請期限内に限る）

なお、住宅を補修して加算支援金100万円（単数世帯であれば75万円）を支給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被

災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後に別途住宅を建築し、又は購入したとしても、加算支援金の対象とはならない。ただし、浸水被害のように、住宅を補修した後もなお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、やむを得ない事由が認められる場合には、この限りではないため、個別に問い合わせ願いたい。

(被災後に世帯を分ける場合)

Q 1 3 構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか（法第3条第2項）。

A 1 3 世帯に関する認定は、災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

(世帯外の者との共有名義)

Q 1 4 住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 1 4 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。例えば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

(複数の被災世帯の同居)

Q 1 5 別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、各被災世帯それぞれが加算支援金の支給対象となるのか。

A 1 5 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

【全壊世帯】

(全壊世帯が補修する場合)

Q 1 6 全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金の支給対象となるのか。

A 1 6 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円（単数世帯では75万円）の申請を行うことができる。

【 半壊解体世帯・敷地被害解体世帯 】

(住宅の部分的解体)

Q 1 7 半壊世帯や敷地被害世帯が住宅の基礎部分を除く建物の一部をやむを得ない事由により解体した場合、支援対象となるのか。

A 1 7 住宅の基礎部分を含めた建物の全部を解体した場合を基礎支援金の支給対象としているため、部分的な解体では支援法上の解体世帯には該当しない。

(住宅を解体する「やむを得ない」事由)

Q 1 8 半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A 1 8 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」（法第2条第2号ロ）である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

(住宅を解体する時期)

Q 1 9 半壊世帯や敷地被害世帯が支援金の支給を受けるためには、いつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 1 9 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要があり、これには住宅の被害状況を記入し、罹災証明書、登記簿謄本（滅失登記済）など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。

そのため「解体」は、原則として基礎支援金の申請期間内に行われる必要がある。

ただし、長期避難世帯として基礎支援金は支給され、加算支援金は支給未申請の世帯が、避難指示等の解除により、長期避難世帯ではなくなった半壊世帯や敷地被害世帯が行う解体は、必ずしも基礎支援金の申請期間内に行われる必要はない（通知1746（別紙2 第4 5（3）③）関係）。

なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」については慎重に判断されたい。

(公費解体)

Q 2 0 環境省所管の災害等廃棄物処理事業の一環として実施される公費での解体がなされた住宅について、やむを得ない事由が認められれば、支援法において半壊解体世帯として対象となるのか。

A 2 0 法第2条第2号ロに定める解体世帯については、私費・公費の別を要件としていないため、公費による解体である場合にも対象となる。

【長期避難世帯】

(長期避難世帯への支援内容)

Q 2 1 長期避難世帯の支援内容如何。

A 2 1 長期避難世帯に該当するとして認定が継続している間は、世帯の生活及び住宅の実情等から避難先において新たな生活を開始する必要性が生じていると判断されることから、全壊世帯と同等の支援となる（法第2条第2号ハ）。

そのため、この期間中については、申請期間（災害が発生した日から基礎支援金は13月、加算支援金は37月）内に支援金支給の申請を行えば、全壊世帯と同様の支援が受けられる。

ただし、避難指示等が解除され支援法の「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、住宅の被害認定調査を行った上で、「全壊（半壊等でやむを得ず解体する場合を含む。）」、「大規模半壊」又は「中規模半壊」に該当する場合のみ、通常の場合と同様に支援金が支給される。

【大規模半壊世帯】

(大規模半壊世帯の住宅再建)

Q 2 2 大規模半壊世帯が新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金の支給対象となるのか。

A 2 2 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給されるものであり、大規模半壊世帯であっても、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金200万円（単数世帯では150万円）を申請できる。

(やむを得ず家屋を解体する場合の支援)

Q 2 3 大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容如何。

A 2 3 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」（法第2条第2号ロ）に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

【 中規模半壊世帯 】

(加算支援金受給後にやむを得ず家屋を解体した場合)

Q 2 4 中規模半壊世帯が加算支援金受給後に被災住宅をやむを得ない理由で解体した場合の支援内容如何。

A 2 4 中規模半壊世帯が加算支援金受給後に被災住宅をやむを得ない理由で解体した場合には、解体世帯として基礎支援金を新たに申請できる。

加算支援金は自動的に差額支給となるわけではなく、すでに支給した加算支援金の区分から変更となる場合もあるため、解体世帯として基礎支援金申請がなされた際に再建方法を改めて確認の上、必要に応じて加算支援金の差額支給のための加算支援金の申請を促すようお願いしたい。

【 建設と補修 】

(建設と補修の定義)

Q 2 5 支援法における「建設」と「補修」の定義はどう考えればよいのか。

A 2 5 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物（以下「別の建物」という。）を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

(建設、補修の例①)

Q 2 6 以下の改築（残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る）の場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいて、改築ではなく増築（被災住宅以上の規模の住宅を造る）とした場合はどうか。

- ①被災住宅の一部（例えば基礎や柱）を残して解体し、改築した場合
- ②床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合
- ③被災した部分のみ（例えば、居間一室やトイレのみ）を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体（被災部分の一部除却）し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A 2 6 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いし

たい。なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

- ①補修 (増築の場合も同じ)
- ②補修 (〃)
- ③ともに補修 (〃)

(建設、補修の例②)

Q 2 7 被災世帯(親)が住宅を解体して、子の住宅(被害無し)を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。
また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A 2 7 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。ただし、名義は、被災世帯である場合に限る(子と共有でも可能)。

【補修】

(災害救助法の応急修理)

Q 2 8 災害救助法に基づく応急修理は、住宅を補修した場合に該当するのか。

A 2 8 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。

なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

(借家の補修)

Q 2 9 借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。

A 2 9 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

【賃借】

(親戚等の住居を賃借した場合)

Q 3 0 親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したものとして加算支援金の支給対象となるのか。

A 3 0 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る(ただし、契約書等証拠書類が必要である。)。

(賃貸住宅の範囲)

Q 3 1 賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A 3 1 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているものと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しな

い。

賃貸借契約の契約内容、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

(再建先を老人ホームにした者の支援)

Q 3 2 高齢の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」として対象となるのか。

A 3 2 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。

なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

(従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援)

Q 3 3 住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し、引き続き住み続けている場合には、自ら新たな住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」として対象となるのか。

A 3 3 当該アパートが全壊、大規模半壊又は中規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。

【添付書類】

(支援金支給に係る添付書類（罹災証明書）)

Q 3 4 支援金支給に係る添付書類として、住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する罹災証明書が必要であるが、罹災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、罹災証明書の交付を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 4 市町村は、被災世帯が罹災証明書の交付を受けていない場合であっても、住宅の倒壊（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど）が写真等の活用により外観目視での判定が可能である場合は、その写真等の添付をもって受理することも可能とする。

この場合、当該世帯が全壊等世帯であることについて市町村において確認し、確認済みであることを添付書類等に付記すること。

なお、罹災証明書の提出を不要とするものではないため、罹災証明書が交付された後、遅滞なく提出することが必要である。

また、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳を整備している市町村においては、「住家の被害の状況」等が記載された台帳情報を本人に交付することにより、罹災証明書の交付に代えることが可能である

(災害対策基本法第90条の4)。

(支援金支給に係る添付書類(契約書等))

Q 3 5 加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 3 5 見積書は工事を行うことを確認できる書類とは言えないが、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

(被災者生活再建支援金の手続における住民票等の添付不要化)

Q 3 6 申請書にマイナンバーを記入した場合、住民票は省略できるか。

A 3 6 令和2年7月31日から、支援金の支給における住民票関連情報の情報連携が始まっている。(「被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務における情報連携開始について」令和2年7月20日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

これにより、申請手続の際に、申請書に世帯主のマイナンバーを記入することで、これまで添付が必要とされていた住民票の写しを省略することが可能である。

(添付書類の原本性)

Q 3 7 申請書に添付する住民票の写しや罹災証明書等の書類はコピーでもよいか。

A 3 7 原則、市役所等にて発行された原本を添付すること。ただし、重要な情報(例えば、住民票の写しであれば、住所及び世帯員の氏名)が明瞭に判別できるものであれば、コピーでも可とする。

○申請手続き関係

(他都道府県へ移転した場合の申請先)

Q 3 8 被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給対象となることだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請を行うべきか。

A 3 8 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととしている。

(住宅再建前の申請時期)

Q 3 9 住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 3 9 加算支援金は、例えば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで支給することが可能である。

(申請期間の延長事由)

Q 4 0 被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか（令第4条第4項）。

A 4 0 住宅の再建に着手する期間が長期にかかる場合などが考えられる。

なお、支給申請期間の延長については、都道府県（事務を受託した場合は支援法人）が行うことができるとしている。発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることができることが支給事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなる場合があるため、市町村単位又は都道府県の全域で、申請期間の延長を行うことも可能である。

(支援金支給後の実績の確認)

Q 4 1 加算支援金の支給要件に該当するか否かは契約書等で確認することだが、契約が履行されなかつたことが判明した場合には、どのようにすべきか。

A 4 1 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、虚偽の契約書等で加算支援金を不正に受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。

(申請期間の終了日)

Q 4 2 申請期間の終了日が休日の場合はどうなるか。

A 4 2 申請期間の終了日が休業日の場合、翌営業日をもって申請期間の終了日とする。